

令和6年度 伯耆町大人の風しんワクチン接種事業について

風しんは、風しんウイルスが原因で、飛沫感染や接触感染でうつる病気です。妊娠している方が感染すると「先天性風しん症候群」を起こし、生まれてくる子どもに影響があると言われています。妊娠してからでは、風しんワクチン予防接種が受けられませんので、妊娠を考えている方や、周りに妊婦の方がいる場合には、予防接種で感染を防ぐことが効果的です。

【助成対象予防接種ワクチン】

ワクチン名	対象者	助成額
麻しん・風しん混合ワクチン 風しんワクチン	伯耆町民の方で ① 妊娠を希望する女性のうち、風しん抗体価の低い方 ※1) ② 妊婦の配偶者（内縁を含む） ③ 妊婦の同居者 ④ 妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い方）の配偶者及び同居者（風しん抗体価の低い方）※1)	8,000 円 ただし、接種金額が8,000 円未満の場合は、その金額が助成額となります。

※1）風しん抗体価検査

①医療機関又は保健所にて無料で受けられます。この証明を受けていないと、予防接種費用の助成はできません。

※ 生活保護受給者は、いずれのワクチンも接種費用の全額を助成します。

※ いずれのワクチンも令和6年4月1日から令和7年3月31日までに接種したものが対象となり、医療機関の指定はありません。

【助成方法】

下記の償還払のみの助成となります。

医療機関では、接種費用の全額を支払っていただき、お手数ですが下記の手続きをお願いします。

【償還払手続方法】

申請方法

窓口申請 本庁舎 健康対策課 健康増進室
分庁舎 分庁総合窓口課

郵送 郵送の場合は伯耆町ホームページをご覧ください。

窓口申請に必要なもの

- ①「風しん抗体価検査証明書」（妊婦の夫以外）⇒医療機関又は保健所で発行
- ② 領収証及び接種済証など確認できるもの
- ③ 振込先の通帳等



【申請期限】 令和7年3月31日まで

（令和7年3月末に接種したものについては令和7年4月10日までに申請をしてください。）

【注意事項】

- ・任意予防接種は予防接種法により接種が義務付けられていませんので、接種を受けられる際は、予防接種の効果と副反応をよくご理解いただいたうえで接種を受けてください。

※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、抗体検査と風しん予防接種を無料で受けられますので健康対策課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

伯耆町役場 健康対策課
健康増進室 68-5536